

環 備 ー 4 2 4

令和4年7月25日

一般社団法人秋田県産業廃棄物協会
会長 山岡 緑三郎 様

秋田県生活環境部長
(公印省略)

エアロゾル感染防止のための十分な換気の実施について（通知）

本県の廃棄物行政の推進については、日頃から御協力賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、令和4年7月21日付けで秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局から別添のとおり事務連絡がありましたので、お知らせします。

については、各事業所においてエアロゾル感染防止のための十分な換気を実施されるよう、貴会員への周知に御協力くださるようお願いいたします。

<添付資料>

- ・令和4年7月21日付け事務連絡「エアロゾル感染防止のための十分な換気の実施について」
- ・厚生労働省リーフレット

【担当】

秋田県生活環境部
環境整備課 廃棄物対策班 伊藤
電 話：018-860-1624
E-mail：recycle@pref.akita.lg.jp

庁内各課（センター・室）長
地域振興局各部長
各地方機関の長（地域振興局を除く）
議会事務局総務課長
人事委員会事務局職員課長
監査委員事務局監査第一課長
労働委員会事務局審査調査課長
教育庁各課（室）長
警察本部警備部警備第二課長

様

秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局

エアロゾル感染防止のための十分な換気の実施について（通知）

7月に入り、本県においても新規感染者が急増し、1日当たりの新規感染者数の最高値を更新しています。その要因としては、感染力が強いとされるオミクロン株BA.5への置き換わりが進んでいることや、夏を迎えて換気が不十分であることなどが原因と考えられます。

オミクロン株BA.5に関して、WHOのレポートでは、既存のオミクロン株と比較して重症度の上昇は見られないとのことですが、感染者数が大幅に増加すれば、入院患者数や重症者数もそれに連れて増加し、医療がひっ迫するおそれがあります。

医療のひっ迫を避けるためには、重症化リスクの高い高齢者等の感染防止はもちろんのこと、各種事業所や施設等から協力をいただき、クラスターの発生を防止する必要があります。

冷房の方式や、換気のために開ける窓の方向等によっては、短時間の換気では外気を十分取り込めないことがあるため、事業所等において適切な方法で換気が行われるよう、次の留意事項について、各所属から、関係する業界団体等を通じて注意喚起をお願いします。

【留意事項】

- 各種事業所、高齢者施設、病院、学校、児童関連施設等（いずれの施設もそのロッカールームや食堂を含む）においては、同一空間（部屋）に多くの人数が滞在するような場合や、天井が低いなど狭い空間（部屋）にいる場合に感染リスクが高まることから、こまめに多くの窓を開けるなどによって、完全に外気と入れ替わるようにすること。
- 換気機能のない冷暖房設備（循環式エアコン）等を使用している施設等においては、厚生労働省のリーフレット『熱中症予防に留意した「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法』を参照し、換気を行うこと。

<担 当>

秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部
事務局（総務部総務課）

TEL 018-860-1054 / FAX 018-860-1056

～ 換気機能のない冷暖房設備を使っている商業施設等の皆さまへ ～

熱中症予防に留意した 「換気の悪い密閉空間」を 改善するための換気の方法

換気機能のない冷暖房設備（循環式エアコン）※¹しか設置されていない商業施設等の場合、外気温が高いときに、必要換気量を満たすための換気（30分ごとに1回、数分間窓を全開にする）※²を行うと、ビル管理法で定める居室内の温度および相対湿度の基準（28℃以下・70%以下）※³を維持できないことがあります。

新型コロナウイルス感染症のリスク要因の一つである「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気と、熱中症予防を両立するため、以下の点に留意してください。

窓を開けて換気する場合の留意点

- 居室の温度および相対湿度を28℃以下および70%以下に維持できる範囲内で、2方向の窓を常時、できるだけ開けて、連続的に室内に空気を通すこと※⁴。
 - この際、循環式エアコンの温度をできるだけ低く設定すること。
 - 1方向しか窓がない場合は、ドアを開けるか、天井や壁の高い位置にある窓を追加で開けること。
- 居室の温度および相対湿度を28℃以下および70%以下に維持しようとすると、窓を十分に開けられない場合は、窓からの換気と併せて、可搬式の空気清浄機を併用※⁵することは換気不足を補うために有効であること。

空気清浄機を併用する際の留意点

- ◆ 空気清浄機は、HEPAフィルタによるろ過式で、かつ、風量が5m³/min程度以上のものを使用すること。
- ◆ 人の居場所から10m²（6畳）程度の範囲内に空気清浄機を設置すること。
- ◆ 空気のだよみを発生させないように、外気を取り入れる風向きと空気清浄機の風向きを一致させること※⁶。

熱中症の予防のためには、こまめな水分補給や健康管理など※⁷にも留意が必要です。

参考

換気機能を持つ冷暖房設備（空気調和設備）がある建築物の場合

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（ビル管理法）における**空気環境の調整に関する基準**に適合するように**外気取り入れ量などを調整**することで、**必要換気量（一人あたり毎時30m³）**※²を確保しつつ、居室の温度および相対湿度を**28℃以下および70%以下**※³に維持してください。

ビル管理法における空気環境の調整に関する基準（抜粋）

項目	基準
二酸化炭素の含有率	100万分の1000以下（= 1000 ppm以下）
温度	1. 17℃以上28℃以下 2. 居室における温度を外気の温度より低くする場合は、その差を著しくしないこと。
相対湿度	40%以上70%以下

- ※ 1 エアコン本体に屋内空気の取り入れ口がある（換気用ダクトにつながっていない）エアコンは、室内の空気を循環させるだけで、外気を取り入れ機能はないことに注意してください。
- ※ 2 換気の方法の詳細については、リーフレット「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法」を参照してください。
URL: <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000618969.pdf> 
- ※ 3 ビル管理法で定める居室内の温度および相対湿度の基準（28℃以下・70%以下）を維持していれば、軽作業を連続で行う場合の熱中症予防の基準値（暑さ指数（WBGT値）29℃）を超えることはありません。
- ※ 4 窓を開ける幅は、居室の温度と相対湿度をこまめに測定しながら調節してください。また、窓を開けるときは、防犯などにも配慮してください。
- ※ 5 空気清浄機は、換気を補完する目的で使用するものですので、窓を閉めて空気清浄機だけを使用しても十分な効果は得られないことに留意してください。
- ※ 6 間仕切りなどを設置する場合は、空気の流れを妨げない方向や高さとするか、間仕切りなどの間に空気清浄機を設置するなど、空気がよどまないようにしてください。
- ※ 7 熱中症予防対策の詳細については、リーフレット「熱中症予防×コロナ感染防止で「新しい生活様式」を健康に！」を参照してください。
URL: <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000642298.pdf> 